

家電（家電リサイクル法対象品目）の廃棄について

【エアコン(室外機を含む)】【テレビ】【冷蔵庫・冷凍庫】【洗濯機・衣類乾燥機】

上記の家電を廃棄する場合は、リサイクル料金が必要となり、①～④のいずれかで行うことが法令等で義務付けられています。粗大ごみでは出せませんので、ご注意下さい。

①新しい家電を買うお店に、引取り依頼する。（買い替えの場合）

リサイクル料金・収集料金等は、お店にお問い合わせ下さい。

②廃棄する家電を買ったお店に依頼する。

リサイクル料金・収集料金等は、お店にお問い合わせ下さい。

③指定引取場所へ、自分で搬入する。

(1)捨てる家電のメーカー名・種類を必ず確認のうえ、郵便局で家電リサイクル券を購入する。

*** 注意 *** 冷蔵庫（容量が170リットル以下 か 171リットル以上かでリサイクル料金が変わります）
テレビ（画面サイズが15型以下 か 16型以上かでリサイクル料金が変わります）



(2)廃棄する家電と家電リサイクル券を、以下の指定引取場所へ搬入する。

- 岡山県貨物運送(株) 四国主管支店 坂出市沖の浜30-75 電話 0877-45-4555
- 日本通運(株) 丸亀支店 丸亀市蓬萊町28-3 電話 0877-22-8209
- 日本通運(株) 四国支店 高松物流センター 高松市香西東町488 電話 087-832-9020
- HIRAYAMA 観音寺市南町3-3-2 電話 0875-25-4272

④町へ、家電の収集と指定引取場所への搬入を依頼する。（①～③ができない場合）

(1)廃棄する家電のメーカー名・種類等を確認のうえ、郵便局で家電リサイクル券を購入する。



(2)役場(住民生活課)で、運搬手数料（捨てる家電1個あたり 2,000円かかります）を支払い、
収集日時・収集場所の相談をする。



(3)収集に来た職員に、廃棄する家電と家電リサイクル券を引き渡す。

【町へ依頼する場合の注意事項】

収集場所は、綾川町内に限ります。家電は、家屋の出入口(玄関)で収集します。

町は、家電の取り外しや、家屋内の運搬は行いません。トラブル防止のためご了承下さい。

【お問い合わせ・ご連絡】綾川町役場 住民生活課 電話 087-876-1114